# 参 考 資 料

1.	用語解説1
2.	一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等の推計方法4
3.	関係部局連絡先7
4.	リサイクル施設等整備状況(平成15度末現在)8
5.	容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の
	分別収集状況(市町村等別)(平成15年度末現在)9

#### 用語解説

行	用語及び解説
あ	<u>OIS014001</u>
行	国際標準化機構(ISO)が定めた国際規格。
'-	環境管理・監査に関する規格の総称である IS014000 シリーズうちのひとつで、
	製品そのものの規格ではなく、業務のプロセスに関する規格。
	IS014000 シリーズは、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環
	境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメント、用語と定義の規格に大別
	され、このうち、環境マネジメントシステムに関する規格が IS014001 であり、
	生産、流通、廃棄などの一連の事業活動における環境保全対策を体系的に①計画
	立案し、②実行し、③チェックし、さらに、④改良していくシステムとして平成
	8年9月に制定され、企業はもとより自治体での認証取得も活発になっている。
	<u>ORDF</u>
	「Refuse Derived Fuel」の略で、ごみ固形燃料と訳すことが多い。
	市町村が収集する可燃ごみから、水分を 5~10%程度まで除去したうえで、圧
	縮成型することにより、高カロリーな固形燃料として利用することが可能とな
	る。
	島根県内では、加茂町外三町清掃組合で可燃ごみのRDF化が行われている。
か	O拡大生産者責任(EPR)
行	生産者が、自ら生産・精製した製品が使用され、廃棄された後においても、当
'	該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方であ
	る。具体的には、①製品の設計を工夫する、②製品の材質又は成分の表示を行う、
	③一定の製品について、それが廃棄等された後、生産者が引取やリサイクルを実
	施する等である。
	循環型社会形成推進基本法において、事業者の責務(第 11 条)という形で規
	定されているが、法的拘束力のある義務としては確立されていない。しかし、「容
	器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」や「特定家庭用機器再
	商品化法」等の制定により、一部の廃棄物については、製造者等に拡大生産者責

#### 〇環境会計

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組みのことをいう。

任の原則に基づく法律上の義務が課せられている。

#### <u>〇グリーンコンシューマー</u>

自然環境保全意識の高い消費者全般のことを意味する。特に、グリーン調達に積極的に取り組んでいる消費者はこれにあたる。

#### 〇グリーン調達

容器・包装や部品、原材料などの資材分野で、環境配慮型資材等を選択し、調達すること。

行	用 語 及 び 解 説
か	<u>のごみ</u>
行	廃棄物処理法では、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に定義している。
	廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが一般廃棄物となり、一般廃棄物から生
	活排水(し尿、生活雑排水)を除いたものが、ごみとして位置付けられる。
	〇コンポスト(=堆肥)
	生ごみや家畜ふん尿あるいは汚泥などの有機物を、微生物により分解(発酵)
	し、腐熟させたものをいう。出来た堆肥は、畑等で有効利用される。 また、一般家庭や事業所等で利用できる小型の生ごみ処理機も流通しており、
	自治体によっては製品の購入時に補助金を交付しているところもみられる。
<b>خ</b>	〇サーマルリサイクル
行	
' '	例えば、可燃物を焼却処理し発電を行う場合や、蒸気・温水等として余熱利用
	する場合などは、サーマルリサイクルとして位置付けられる。
	<u>〇集団回収</u>
	自治会、PTA、子供会などが家庭から出る古新聞、空き缶、びんなどの資源
	物を自主的に回収し、資源化(資源回収業者への引渡し)することを意味する。
	また、自治体によっては、集団回収の促進のため、回収量等に応じて助成金を
	交付しているところもみられる。   <b>〇堆肥(=コンポスト</b> )
<i>t</i> =	<u>○年記(ーコンパスト)</u>   コンポストを参照。
行	
	一定の金額を預かり金(デポジット)として商品の販売価格に上乗せし、商品 (容器)を返却する際に預かり金を消費者に戻すという仕組みのこと。
	現在、デポジット制度として普及しているものは、ビールびんや酒ビン(一升
	新)などの、ガラス容器がある。
	<u>〇</u> 電子会議室
	パソコン等のオンラインシステムを利用し、行われる会議を意味する。
	会議室等で行われる通常の会議に比べて、書類の印刷が不要、会議場所への集
	合が不要、時間的制限が緩和される等の利点があり、廃棄物の発生抑制や温暖化
+>	対策に貢献できる。
な   行	_
は	<u>のバイオマス</u>
行	生物体をエネルギー源や工業用原料として使用する際に、その生物体全体を資
''	源としてみる考え方で、一般的には、太陽エネルギーが植物の光合成によって生
	体内に固定、蓄積されたもの(生物の体やふん尿など)を意味する。
	バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となり、
	木炭や薪(まき)などはこのバイオマスの一種と考えられる。また、おがくずな
	どの廃棄物をペレット燃料化するものや、ふん尿などを発酵させてメタンガスを  取り出すものなどがあり、供替エネルゼートして注目を浴びている
	取り出すものなどがあり、代替エネルギーとして注目を浴びている。

### 用語及び解説 行 〇排出者処理責任 は 廃棄物等を排出した者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うと 行 いう考え方であり、拡大生産者責任(EPR)の原則とともに、循環型社会構築の 基本原則である。 OPFI (Private Finance Initiative) 民間資金等活用事業。公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、 経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本整備を図る事業 手法。平成11年9月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に 関する法律」(PFI 法) が施行され、12 年 3 月に PFI の理念や留意事項を示した 基本方針、13年1月には事業実施に関するガイドラインが公表された。 〇肥料取締法 昭和25年に公布された法律である。 本法は、肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するため、肥料の規格の 公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与することを目的 としている。 〇法定外目的税 法で定められていない税を地方自治体が独自に設定し課税するもので、使途が 特定の目的に限定されている。2000年4月に施行された地方分権推進法において 新設された。 〇マテリアルリサイクル ま 廃棄物を原料(マテリアル)としてリサイクルすること。 行 例えば、ペットボトルを原料として衣料品やプラスチックボトルをつくる場合 や、ガラスを土木用資材として再利用する場合などは、マテリアルリサイクルと して位置付けられる。 <u>Oマニフェスト</u> 産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する場合、不法投棄の防止や適 正処理の確保を目的に交付する管理票。 従来は医療系廃棄物などの特別管理産業廃棄物に限って義務づけられていた が、廃棄物処理法の一部改正に伴い、平成10年12月から全ての産業廃棄物に適 用されることとなった。マニフェスト伝票には廃棄物の名称、数量、性状、運搬 業者名、処分業者名などを記載し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の間で 受け渡す。排出事業者は伝票を一定期間保管し、報告書を都道府県等に届け出る こととなっている。 〇メーリングリスト グループ内の電子メールサービスのことを意味し、グループのメンバーがメー ルを出すと、グループ全員に配信される。 〇溶融スラグ ゃ 燃焼熱や電気から得られたエネルギー等により、焼却残渣等の廃棄物を概ね 行 1200℃以上の高温条件下で無機物を溶融した後、冷却した固化物。 近年、建設資材等(路盤材等)への利用が行われている。 〇リターナブル容器 ら 洗浄・消毒等を行った後に、再度、同じ用途で再利用される容器のこと。 行 ゎ

行

#### 一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等の推計方法

#### 1. 概 要

一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量(以下「排出量等」という。)については、しまね循環型社会推進計画により、平成 17 年度に達成すべき数値目標が掲げられており、計画策定後から現在に至るまでの間における進捗状況を把握するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等について、定量的な整理を行うこととした。

#### 2. 定量化方法

#### (1) 一般廃棄物

一般廃棄物については、環境省が毎年度行う「一般廃棄物処理事業実態調査」を 集計・整理することにより、進捗状況を把握するものとした。

なお、一般廃棄物処理事業実態調査における実績報告年度は、概ね 1 年程度遅れることから、最新の実績値は平成 14 年度とした。

#### (2) 産業廃棄物

産業廃棄物の排出量等について整理されている統計資料は、5年に1度の頻度で調査が行われている「島根県産業廃棄物実態調査報告書」のみであることから、計画 策定後から現在に至るまでの各年の実績値については、他の既存資料を参考に、新たに試算を行うものとした。

試算方法の詳細については、以降に示すとおりであるが、試算に際しては、進捗 状況調査は毎年度行う必要があることに考慮し、試算結果の信頼性を確保したうえ で可能な限り簡易的な方法で行うこととした。

なお、最新の実績値は、平成15年度とした。

#### 【試算に用いた既存資料等】

- ·島根県産業廃棄物実態調査報告書(平成11年度実績)
- ・環境省公表値(平成12年度推計値)
- ・産業廃棄物処理計画書(平成12年度実績(平成13年度処理計画書を引用))
- ・産業廃棄物処理計画実施状況報告書(平成13~15年度実績)
- ・最終処分実績(島根県資料:平成12~15年度、容量ベース)

### ①排出量の試算

排出量については、以下の手順により求めることとした。

手順1:まず始めに、H12実績値を試算する。

⇒環境省が H11 実績値を基に業種別の活動量指標を用いて行った推計結果 (公表データ)を採用する。

ただし、推計結果には、島根県内において排出量の最も多い三隅火力発電所における炉の補修による排出量の減少が加味されていないため、前年度との差分として約30千t(H11m6 H12m6の減少分(実績))を差し引くものとした。

• H12=1, 621 + t - 30 + t = 1, 591 + t

手順2: H12~H15における産業廃棄物多量排出事業者の実績値を整理する。

手順3: 多量排出事業者の実績値のうち、排出量の多い上位 60 業者 (概ね業者数 ベースで 2/3、排出量ベースで 95% (H12 実績)) を抽出し、H12 に対する 排出量の増減率を算出する。

手順4:手順3で求めた増減率を手順1で求めたH12の排出量に乗じることにより、 各年の排出量を試算する。

- $H13=1,591 + t (H12) \times 1.084=1,725 + t$
- $\cdot$  H14=1, 591 + t (H12) ×1. 022=1, 626 + t
- $H15=1,591 + t (H12) \times 1.110=1,766 + t$

#### 表 上位60業者の実績及び推計結果

#### 実績量

(千 t )

	H11	H12	H13	H14	H15
公表値(県)	1,622				
公表値(国)		1,621			
三隅火力増減分(対前年)		-30	30	-69	59
H12採用値		1,591			

#### 推計量

上位60業社の実績量(特管除く)	871.4	944.8	890.7	967. 2
【H12に対する割合】	[100.0]	[108.4]	[102.2]	[111.0]
多量排出事業者数(特管除く)	91	90	83	94
推計値		1,725	1,626	1,766

#### ②再生利用量の試算

再生利用量については、以下の式に従い求めるものとし、具体的な手順及び考え方については、つぎのとおりである。

#### 再生利用量=(排出量-最終処分量)×67.5%\*\*

※減量化量+再生利用量に対する H11 における再生利用量割合(874 千 t /1, 295 千 t)

手順1:排出量から最終処分量を差し引くことにより、減量化量と再生利用量の合計を求める。

手順2: 手順1で求めた減量化量と再生利用量の合計に、再生利用量割合として 67.5%を乗じ、再生利用量を算出する。

なお、再生利用量割合については、再生利用量/(減量化量+再生利用量)で求めるものとし、平成11年度実績値(67.5%)\*を前提とした。

※再生利用量割合については、平成 11 年度以降、最終処分量削減のため、焼却処理等の中間処理が促進されていること及び再生利用が促進されていること等により、逐次変化しているものと想定されるが、現時点においては、これらに関する詳細データがないことから、平成 12~15 年度においても、一律、平成 11 年度割合を採用するものとした。

#### ③最終処分量の試算

最終処分量については、容量ベースでの統計データを基に、以下の式に従い重 量換算するものとした。

#### 最終処分量(t)=最終処分量( $m^3$ ) ×0.805 t/ $m^{3*}$

※重量換算係数については、H11 実績値より  $0.805 \text{ t/m}^3$  と設定  $(281 \text{ ft/}349 \text{ fm}^3)$ 

#### 3. まとめ (試算結果)

以上の検討結果を踏まえ、一般廃棄物、産業廃棄物の排出量等については、以下のとおりとした。

表 一般廃棄物、産業廃棄物の排出量等についての試算結果

(千t)

					(   0)
	H11	H12	H13	H14	H15
排出量	1,622	1,591	1,725	1,626	1,766
	100.0%	98.1%	106.4%	100.2%	108.9%
再生利用量	874	1,005	1,052	981	1,006
	53.9%	63.2%	61.0%	60.3%	57.0%
最終処分量	281	102	167	172	276
	100.0%	36.3%	59.4%	61.2%	98. 2%

## 参考資料3

## 関係部局連絡先

部局名		連絡・問合せ先						
総務部	総務課	TEL: 0852-22-5017/FAX: 0852-22-6168						
		E-Mail: soumu@pref.shimane.jp						
	税務課	TEL: 0852-22-6830/FAX: 0852-22-6038						
		E-Mail: zeimu@pref.shimane.jp						
	管財課	TEL: 0852-22-5045/FAX: 0852-22-6037						
		E-Mail: kanzai@pref.shimane.jp						
地域振興部	土地資源対策課	TEL: 0852-22-5899/FAX: 0852-31-7479						
		E-Mail: tochishigen@pref.shimane.jp						
環境生活部	環境生活総務課	TEL: 0852-22-5103/FAX: 0852-32-5918						
		E-Mail: kanso@pref.shimane.jp						
	環境政策課	TEL: 0852-22-6379/FAX: 0852-25-3830						
		E-Mail: kankyo@pref.shimane.jp						
	廃棄物対策課	TEL: 0852-22-6302/FAX: 0852-22-6738						
		E-Mail: <u>haikibutu@pref.shimane.jp</u>						
農林水産部	農林水産総務課	TEL: 0852-22-5119/FAX: 0852-22-5967						
		E-Mail: nourin-somu@pref.shimane.jp						
	生産振興課	TEL: 0852-22-6477/FAX: 0852-22-6036						
		E-Mail: seisan-shinko@pref.shimane.jp						
	畜産振興課	TEL: 0852-22-5137/FAX: 0852-22-6043						
		E-Mail: chikusan@pref.shimane.jp						
	農村整備課	TEL: 0852-22-6095/FAX: 0852-31-6274						
		E-Mail: nouson@pref.shimane.jp						
	林業課	TEL: 0852-22-6749/FAX: 0852-22-6167						
		E-Mail: ringyo@pref.shimane.jp						
	漁港漁場整備課	TEL: 0852-22-5592/FAX: 0852-22-6048						
		E-Mail: gyoko-gyojo@pref.shimane.jp						
商工労働部	産業振興課	TEL: 0852-22-5293/FAX: 0852-22-6080						
		E-Mail: sangyo-shinko@pref.shimane.jp						
	経営支援課	TEL: 0852-22-6204/FAX: 0852-22-5781						
		E-Mail: <u>keiei@pref.shimane.jp</u>						
土木部	技術管理室	TEL: 0852-22-6014/FAX: 0852-25-6329						
		E-Mail: gjjyutsu@pref.shimane.jp						
	下水道推進課	TEL: 0852-22-5227/FAX: 0852-22-6049						
		E-Mail: sewer@pref.shimane.jp						
出納局	会計課	TEL: 0852-22-5336/FAX: 0852-22-5963						
		E-Mail: kaikei@pref.shimane.jp						
教育庁	高校教育課	TEL: 0852-22-6132/FAX: 0852-22-5762						
		E-Mail: koukou@pref.shimane.jp						
	義務教育課	TEL: 0852-22-6607/FAX: 0852-22-6026						
		E-Mail: gimu@pref.shimane.jp						
	生涯学習課	TEL.: 0852-22-5427/FAX: 0852-22-6218						
		E-Mail: <u>syougaku@pref.shimane.jp</u>						

# 参考資料4

## リサイクル施設等整備状況(平成15度末現在)

市町村・一部事務組合名	施設名称	竣工年次
松江市	エコステーション松江	H 13 年
益田市	リサイクルプラザ	H 14 年
大田市	大田市不燃物処理場	S 59 年
	大田市リサイクルセンター	H 13 年
安来市	安来市粗大ごみ処理施設(高尾クリーンセンター)	H 5年
平田市	平田市立不燃物処理センター	S 63 年
美保関町	美保関町不燃物処理場	H 7年
東出雲町	姫津クリーンセンター	H 10 年
八雲村	農産廃棄物処理場	S 56 年
玉湯町	玉湯町不燃物処理施設	S 54 年
宍道町	宍道町リサイクルセンター	H 14 年
広瀬町	広瀬町一般廃棄物前処理施設	H 3年
伯太町	伯太町農産廃棄物処理施設	H 3年
斐川町	斐川クリーンステーション	H 8年
佐田町	佐田町クリーンセンター前処理施設	H 6年
温泉津町	温泉津町一般廃棄物最終処分場	H 5年
仁摩町	仁摩町リサイクルセンター	H 10 年
三隅町	三隅町ごみ処理センター前処理施設	S 59 年
海士町	海士町リサイクルセンター	H 11 年
松江地区広域行政組合	西持田リサイクルプラザ	H 10 年
	川向リサイクルプラザ	H 14 年
仁多町横田町広域事務組合	仁多クリーンセンター	H 11 年
加茂町外三町清掃組合	リサイクルプラザ	H 15 年
出雲市外6市町広域事務組合	出雲リサイクルセンター	H 8年
	粗大ごみ処理施設	H 7年
邑智郡町村総合事務組合	笹畑クリーンセンターリサイクルプラザ	H 11 年
	リサイクルセンター	H 15 年
浜田地区広域行政組合	浜田清掃第三処理場	H 4年
江津市桜江町環境衛生組合	島の星クリーンセンター	H 7年
	江の川リサイクルセンター	H 13 年
鹿足郡不燃物処理組合	リサイクルプラザ	H 16 年
島後町村組合	島後リサイクルセンター	H 13 年

## 参考資料5

### 容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の分別収集状況(市町村等別) (平成15年度末現在)

		分別基準適合物 <sup>※1</sup>						法第2条第6項指定物 <sup>※2</sup>					
市町村・一部事務組合名	カ・ラス		その他紙 ペット その			)他プラ	スチール製	アルド製	受ポール	紙パック	品目数 合計		
	無色	茶色	その他		ホートル	その他プラ	白色トレイ						
松江市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	10	
浜田市	0	0	0		0	0		0	0		0	7	
出雲市	0	0	0					0	0	0	0	7	
益田市	0	0	0		0	0		0	0	0	0	9	
大田市	0	0	0		0		_	0	0	0	0	8	
安来市	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	9	
江津市	0	0	0		0	0		0	0	0	0	9	
平田市	0		_	_				0	0	_	_	2	
鹿島町	0	0	0	0	0	0		0	_	0	0	9	
島根町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	10	
美保関町	0		_	0	0	0		0	0	0	0	7	
東出雲町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	10	
八雲村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
玉湯町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	10	
宍道町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	10	
八束町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	10	
広瀬町	0	0	0			-	<b>—</b>	0	0	-	<b>—</b>	5	
伯太町	0	0	0					0	0	L .		5	
大東町						-		0	0	0	0	4	
加茂町								0	0			2	
木次町								0	0			2	
三刀屋町						-		0	0			2	
斐川町								0	0			2	
佐田町								0	0			2	
多伎町	0	0	0					0	0	0	0	7	
湖陵町	0	0	0					0	0	0		6	
大社町	0	0	0					0	0	0		6	
温泉津町	0	0	0		0	0		0	0	0	0	9	
仁摩町	0	0	0		0			0	0	0	0	8	
桜江町	0	0	0		0	0		0	0	0	0	9	
金城町	0	0	0		0	0		0	0			7	
旭町	0	0	0		0	0		0	0			7	
弥栄村	0	0	0		0	0		0	0			7	
三隅町	0	0	0		0	0		0	0	0		8	
美都町	0	0	0		0		0	0	0			6	
匹見町	0	0	0		0			0	0			6	
津和野町	0	0	0		0	0		0	0			7	
日原町	0	0	0		0	0		0	0			7	
柿木村	0	0	0		0	0		0	0			7	
六日市町	0	0	0		0	0		0	0			7	
海土町	0	0	0		0			0	0			6	
西ノ島町	0	0	0		0			0	0			6	
知夫村	0	0	0		0			0	0			6	
仁多町横田町広域事務組合			•						•	•			
仁多町								0	0	0	0	4	
横田町								0	0	0	0	4	
島後町村組合					1	•			•	•			
西郷町	0	0	0		0			0	0	0		7	
布施村	0	0	0		0			0	0	0		7	
五箇村	0	0	0		0			0	0	0		7	
都万村	0	0	0		0			0	0	0		7	
飯石郡町村事務組合				,		,							
吉田村								0	0			2	
掛合町								0	0			2	
頓原町								0	0	i e		2	
赤来町								0	0	t		2	
是智郡町村総合事務組合					1								
川本町	0	0	0					0	0	0	0	7	
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	0	0	0					0	0	0	0	7	
	0	0	0					0	0	0	0	7	
大和村										-		7	
羽須美村	0	0	0					0	0	0	0		
THE STATE OF THE S			. ()					0	0	0	0	7	
瑞穂町	0	0											
瑞穂町 石見町 市町村数合計	0 0 45	0	0	9	34	23	3	O 59	O 58	0 34	0 27	7 379	

<sup>※1.</sup>分別基準適合物:市町村等が分別収集を行ったのち、法律で定められる基準に適合するよう、選別・圧縮梱包 等の中間処理を行ったもの。

※2法第2条第6項指定物:有償または無償で譲渡できることが明らかであるため、再商品化の必要がないもの。